

都市再生基本方針（一部変更案）に関する意見募集について

令和 8 年 9 月 17 日
内閣府地方創生推進事務局

内閣府地方創生推進事務局では、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行に伴い、都市再生基本方針（平成 14 年 7 月 19 日閣議決定）の一部変更を検討しております。

つきましては、都市再生基本方針（一部変更案）について、広く国民の皆様から御意見を伺うため、下記の要領で意見募集を行います。

記

1. 意見募集の対象

都市再生基本方針（一部変更案）

2. 資料の入手方法

資料は、電子政府（e-Gov）の対象ページ（パブリックコメント欄）に掲載しています。

3. 意見募集期間

令和 8 年 9 月 17 日（木）から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで
（※郵送についても、意見募集期間内の必着とします。）

4. 意見の提出方法

次のいずれかの方法により日本語で提出してください。

なお、お電話での御意見の提出は受け付けておりませんので、御了承ください。

（1）インターネット上の意見募集フォームの場合

以下のリンクにより意見募集フォームにアクセスし、提出してください。

<https://form.cao.go.jp/chiiki/opinion-0438.html>

※文字化けを防ぐため、半角カナ、丸数字及び特殊文字は使用しないでください。

（2）意見提出様式を郵送する場合

別紙の意見提出様式に記載の項目を御記入の上、以下の宛先に送付してください。

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 8 階

内閣府地方創生推進事務局 都市再生担当 宛て

※郵送の場合は、封筒表面に「都市再生基本方針（一部変更案）に関する意見在中」と朱書きしてください。

5. 意見提出に当たっての留意事項

〈お寄せいただいた御意見について〉

お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、都市再生基本方針（一部変更案）の参考とさせていただくとともに、御意見を整理した上で、当事務局としての考え方を電子政府（e-Gov）の対象ページ（パブリックコメント欄）に掲載する予定です。なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

〈個人情報の取扱いについて〉

個人情報につきましては、御意見の内容確認及び問合せへの回答の連絡目的に限って利用し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適正な管理を行います。

6. 問合せ先

内閣府地方創生推進事務局 都市再生担当

TEL：03-6206-6174

E-mail：toshisaisei※cao.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「※」と表示しております。送信の際には、「※」を「@」（半角）に変更してください。